

環技審第31号
令和3年3月10日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称)福島北風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(答申)
令和3年1月15日付け環対第445号で諮問のありましたことについては、別紙の
とおりです。



（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 本事業計画の具体化に当たっては、住居からの離隔等、生活環境への配慮のみならず、動植物や景観など、自然環境等への影響を十分に考慮した上で、風力発電設備の配置や基数を設定すること。
- (2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。
- (4) 関係自治体である白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 動物

対象事業実施区域及びその近傍がサシバの渡りルートとなっており、他事業との累積的影響も懸念されるため、適切に調査を実施すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

静けさを楽しむ場所でもある萬歳楽山及び萬歳稻荷神社について、風車の騒音の影響を調査、予測及び評価を実施すること。評価にあっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。また、これらの場所からの景観に対する影響を回避又は十分に低減できるよう風力発電設備等の配置等を検討すること。